

令和8年度 香川県屋外広告物講習会

受 講 案 内

香川県屋外広告物条例（昭和40年条例第18号）第38条の規定により、本年度の屋外広告物講習会を開催します。

屋外広告業※に従事している方、これから従事しようとする方、広告物管理者になれる方など、講習会の受講を希望される方は、ぜひ、受講されますよう御案内申し上げます。

※ 道路標識や交通安全標識、案内板、道路上の区画線などの路面標示等を設置・表示する行為を請け負う場合は屋外広告業に該当します。なお、元請け、下請けを問いません。

申込受付期間 令和8年8月24日（月）～令和8年9月30日（水）（必着）

開催日時 令和8年10月28日（水）

開催場所 香川県庁 東館2階 香川県庁ホール

香川県屋外広告物条例における資格者制度について

（屋外広告物講習会関係）

香川県内（高松市の区域を除く。）で屋外広告業を営む方は、その営業所ごとに「業務主任者（屋外広告物講習会の修了者等の資格者）」を置かなければなりません。

また、広告物の表示等の許可を受けた方は、その広告物を管理する「広告物管理者」を置かなければなりません。その中でも、広告表示面積が30平方メートルを超える屋外広告物については「必要な知識を有する屋外広告物管理者（屋外広告物講習会の修了者等の資格者）」を置く必要があります。

香川県土木部都市計画課

香川県では、「屋外広告物講習会」を毎年、県と高松市で交互に開催しています。本年度の講習会を県の主催で次のとおり開催します。

1 開催日時及び講習要目

日 時	講 習 要 目
令和8年10月28日(水) 午前9時50分～午後4時50分	屋外広告物の施工に関する事項 屋外広告物の表示の方法に関する事項 屋外広告物に関する法令

受付は、午前9時30分からです。

2 場 所

香川県庁 東館2階 香川県庁ホール

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 TEL 087-831-1111

※ 県庁地下駐車場は大変混み合いますので、香川県番町地下駐車場（高松高校の地下）等をご利用ください。

なお、香川県番町地下駐車場をご利用の場合、県庁本館1階総合案内及び東館1階案内に設置している認証機により認証を行うことで、駐車券の発券時から1時間までの駐車場使用料が免除となります（県庁地下駐車場利用の方は認証手続きは不要です。）。

3 受講対象者

屋外広告業に従事している方、これから従事しようとする方、広告物管理者になられる方などです。

なお、次のいずれかに該当する方は、この講習会の受講をすることなく、香川県屋外広告物条例に規定する業務主任者及び広告物管理者になることができます。

- ① 都道府県（香川県を含む）、政令指定都市又は中核市（高松市を含む）が実施した屋外広告物講習会の既修了者
- ② 屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ③ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者であって、その職種又は訓練科が広告美術科又は広告美術仕上げに係るものであったもの

4 受講手続

（1）受付期間

令和8年8月24日(月) から 令和8年9月30日(水) まで

※直接持参の場合は土、日曜日、祝日を除く。

※郵送による場合は、この期間内に必着のこと。

（2）受講手数料

3,700円

(3) 申込方法

①電子申請又は②申請書（紙）による申請のどちらかになります。

①電子申請（香川県電子申請・届出システム）

受付期間中に、次の URL 又は QR コードから画面の指示に従って申請してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6882

電子申請



◆支払方法

電子申請の場合、受講手数料の納付は、クレジットカード、PayPay、d払い、auPAY、楽天ペイ、コンビニ決済をご利用いただけます（領収書は発行されません）。

上記支払手段による支払いができない場合は、②申請書（紙）による申請をご利用ください。

②申請書（紙）による申請

屋外広告物講習会受講申込書（第17号様式）（以下「受講申込書」という。）に必要な事項を記入の上、受付期間中に香川県土木部都市計画課（県庁本館15階）に直接提出するか、以下の受講申込書の提出先に郵送（必着）してください。

◆受講申込書

受講申込書の様式は、香川県のホームページからダウンロードすることができます。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/okugai/okugai_6.html

※ 県都市計画課、小豆総合事務所及び各土木事務所でも配付しています。

県 HP



◆支払方法

紙申請の場合、受講申込書の香川県証紙欄に香川県証紙を貼り付けてください（香川県証紙には消印をしないこと）。

※ 県外に居住しているため、香川県証紙が購入できない場合は、3,700円分の株式会社ゆうちょ銀行の郵便為替証書を同封してください。

◆受講申込書の提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部都市計画課 総務・管理グループ 屋外広告物担当

【注意事項】

- ・ 受講者の変更はできません。
- ・ 申込書の受付後は、講習会を受講されなくても手数料はお返ししません。
- ・ 香川県証紙は、収入印紙とは異なりますので御注意ください。

5 受講定員

100名（先着順）

6 講習会当日持参するもの

- (1) 下記8に記載の受講通知票（受講受付後に郵送します）
- (2) 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- (3) 筆記用具

※テキストは当日配付します。また、屋外広告物の施工に関する事項の講義では、「屋外広告の知識（第四次改訂版）設計・施工編」（ぎょうせい）が参考となりますので、お持ちの方は持参してください。

※顔写真付きの本人確認書類を所持していない方は、事前に下記お問い合わせ先までご連絡ください。

7 講習要目の一部免除

次のいずれかに該当する方は、香川県屋外広告物条例施行規則第22条第2項の規定により、講習要目のうち「屋外広告物の施工に関する事項」の受講が免除されます。（※免除申請が必要です。）

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法第44条第1項第1号の第一種電気主任技術者免状、同項第2号の第二種電気主任技術者免状又は同項第3号の第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者又は法定職業訓練を修了した者であって、その職種又は訓練科が帆布製品科又は帆布製品製造科に係るものであった者

※ 受講の免除を受けようとする方は、受講申込書とともに、香川県屋外広告物条例施行規則第22条第3項に規定する「屋外広告物講習会の講習要目の一部免除申請書（第18号様式）」に、上記(1)から(4)までのいずれかに該当する者であることを証明する書類（免許証の写し等）を添えて提出してください。

屋外広告物講習会の講習要目の一部免除申請書の様式も、受講申込書と同様に香川県のホームページからダウンロードすることができます。

8 受講通知票の送付

受講申込の受付後、受講通知票を送付します。（送付先は申請書の住民票登録の住所）

令和8年10月16日(金) までに受講通知票が到着しないときは、香川県土木部都市計画課にお問い合わせください。

9 講習会修了証書の交付

- (1) 講習会の課程を修了した方には、屋外広告物講習会修了証書を交付します。
- (2) 遅刻、早退又は中途欠席をされた方には、修了証書を交付しないことがあります。

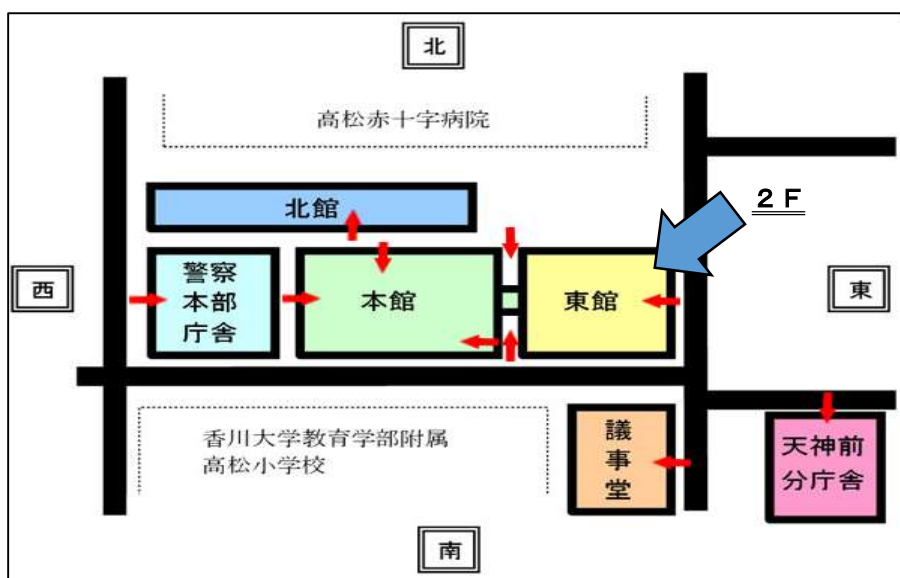
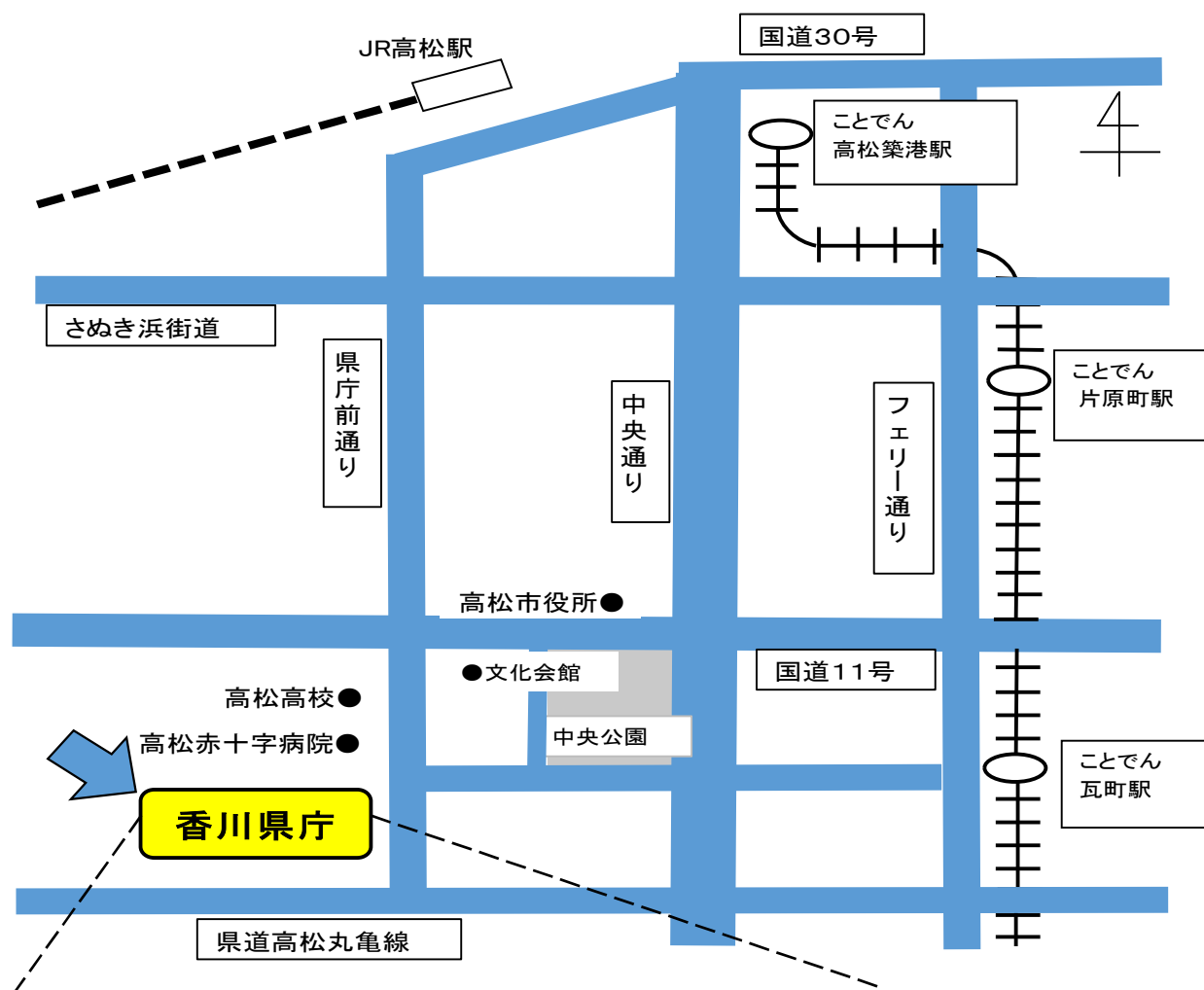
10 講習会についての問い合わせ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部都市計画課 総務・管理グループ 屋外広告物担当

TEL 087-832-3559（直通） FAX 087-806-0222

11 講習会場案内図



※ 県庁地下駐車場は大変混み合いますので、香川県番町地下駐車場（高松高校の地下）等をご利用ください。

なお、香川県番町地下駐車場をご利用の場合、県庁本館1階総合案内及び東館1階案内に設置している認証機により認証を行うことで、駐車券の発券時から1時間までの駐車場使用料が免除となります（県庁地下駐車場利用の方は認証手続きは不要です。）。

12 日程表

令和8年度 香川県屋外広告物講習会日程表

日 時：令和8年10月28日(水) 9:50～16:50

場 所：香川県庁東館2階 香川県庁ホール

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-831-1111

時 間	講 習 要 目
〔 9:30 ～ 9:50 〕	受付
9:50 ～ 10:00	開講式
10:00 ～ 12:00	屋外広告物の施工に関する事項
12:00 ～ 13:00	休憩
〔 12:50 ～ 13:00 〕	受付（一部免除者）
13:00 ～ 15:00	屋外広告物の表示の方法に関する事項
15:00 ～ 15:15	休憩
15:15 ～ 15:30	建築基準法に関する事項
15:30 ～ 15:45	道路法に関する事項
15:45 ～ 16:05	高松市屋外広告物条例、高松市景観条例に関する事項
16:05 ～ 16:25	香川県屋外広告物条例に関する事項
16:25 ～ 16:45	修了証書の交付
16:45 ～ 16:50	閉講式

香 川 県 証 紙 欄

（消印してはならない。）

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

※受付番号

香川県知事

殿

申込者 住 所

（ふりがな）

氏 名

生年月日

年 月 日

電話番号（ ） ー

香川県屋外広告物条例第34条第1項第2号に規定する講習会を受講したいので、申し込みます。

屋外広告物の施工に関する事項の受講の免除決定
年月日及び番号

年 月 日

第 号

注 ※印の欄は、記入しないでください。

記載例

第17号様式（第21条関係）

（日本産業規格A列4番）

香川県証紙欄 (消印してはならない。)	3,700円分の証紙貼付け ※県外居住者で証紙購入できない者は郵便為替証書を同封 電子申請時は貼付不要（別途支払）
------------------------	--

屋外広告物講習会受講申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※受付番号	記入不要
-------	------

香川県知事 殿

申込者 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番

(ふりがな) 〇〇 〇〇
氏 名 〇〇 〇〇

**住民票登録のある住所を記入
ここに記載された住所に受講
票が送付されます。**

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

香川県屋外広告物条例第34条第1項第2号に規定する講習会を受講したいので、申し込みます。

屋外広告物の施工に関する事項の受講の免除決定 年月日及び番号	年	記入不要	日
	第		号

注 ※印の欄は、記入しないでください。

屋外広告物講習会の講習要目の一部免除申請書

※受付番号

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号（ ） —

香川県屋外広告物条例施行規則第22条第3項の規定により、講習要目の受講の免除を申請します。

屋外広告物の施工に関する事項の受講免除の事由	1 建築士の資格を有すること。 2 電気工事士の資格を有すること。 3 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けていること。 4 職業訓練指導員免許を受けていること。 5 法定職業訓練を修了したこと。
------------------------	---

- 注 1 屋外広告物の施工に関する事項の受講免除の事由は、該当番号を○印で囲んで示すとともに、該当する者であることを証明する書類を添付してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

屋外広告物講習会の講習要目の一部免除申請書

※受付番号

記入不要

令和〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事

殿

申請者 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇番

住民票登録のある住所

氏 名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇

香川県屋外広告物条例施行規則第22条第3項の規定により、講習要目の受講の免除を申請します。

屋外広告物の施工に関する事項の受講免除の事由	① 建築士の資格を有すること。 2 電気工事士の資格を有すること。 3 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けていること。 4 職業訓練指導員免許を受けていること。 5 法定職業訓練を修了したこと。
------------------------	---

- 注 1 屋外広告物の施工に関する事項の受講免除の事由は、該当番号を○印で囲んで示すとともに、該当する者であることを証明する書類を添付してください。 資格免許証の写し等
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。